

第3回住生活推進委員会にて委員の皆様からいただいたご意見等について

資料3

No.	該当箇所 <small>(記載の頁数は、高齢者居住安定確保計画(案)(資料2)のものになります。なお、概要(資料1)については「概要」と記載しています。)</small>	いただいたご意見等 <small>(記載の資料番号・頁数は、第3回委員会時のものになります)</small>	高齢者居住安定確保計画(案)(資料2)及び概要(資料1)に反映した内容等
1	概要P.2 P.1	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の3ページ目にあるベン図のようなものがやや分かりにくい。1ページ目のものは分かりやすいが、内容としては同じものではないのか。 法律の立て付けはこう、奈良県の連携としてはこう、それらが分かりやすいようにするほうがすっきりするのではないか。 	住宅・介護に関する計画の関係図と高齢者居住安定確保計画の位置付けの図を一つの図に統合して、修正しました。
2	概要P.2 P.28	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の3ページ目、「3. 高齢者の居住の安定の確保に関する基本目標」が一番下にあるが、資料2の改定計画(案)の本文では中盤(「課題」と「施策」の間)に記載されている。資料2の改定計画(案)の本文と同一の流れにした方がよいのではないか。 	図を再検討し、「現状の課題」、「基本目標」、「施策の柱・推進方策」の順番に構成しました。
3	概要P.2 P.28	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の3ページ目、課題⑤「分野横断的な取組が必要」とあるが、「取組の必要性」や「取組の強化」など、表現を変えるべきではないか。 	「分野横断的な取り組みの強化」に修正しました。
4	概要P.3～P.5	<ul style="list-style-type: none"> 関係課はどういった分野の課で、また、それらの関係課とどのように連携されている、していくのか。それが資料2の改定計画(案)から見えにくい。施策の担当課名の記載はできないのか。 資料2の改定計画(案)の表形式になっている施策がどういふものかを見ると思うので、担当課の掲載についてまたご検討いただければと思う。 	概要において、施策の項目ごとに「住宅」「福祉」「交通」と担当部局の分野を追記しました。
5	概要P.3	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の4ページ目がやや分かりづらく感じる。おそらく表現のしかただと思う。 	サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の制度概要を追記しました。
6	概要P.5	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の6ページにある施策の推進方策「庁内及び行政間、公的主体、民間との連携」にある連携に関するイラストについて、全体の輪っかは、県居住支援協議会とは異なるものと思われるので、県居住支援協議会を示す輪っか等をどこかに表現する方がよいと思う。 	「奈良県居住支援協議会」が分かるように、図を修正しました。
7	P.46(参考資料)	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の2ページ目、奈良県高齢者居住安定確保計画(平成26年9月)(以下、「現行計画」という。)の施策の取り組み状況について、計画本文に盛り込んでみてはどうか。 	計画(案)に参考資料として添付しました。
8	P.46(参考資料)	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の2ページ目、取り組み状況を実線と点線で分類しているが、その記載方法について、再度検討してみてもどうか。 取り組み状況の判断が明確でないように思う。また「取り組み途上」はとてもネガティブな印象を与えるので「取り組み中」などにされてはどうか。 資料1の2ページ目、取り組み状況として「実施したもの」とあると「やり遂げたのもうやらないもの」という印象を与えてしまうかもしれない。勘違いされないようにする表現が必要だと思う。 	実線は「取り組みを実施している施策」、破線は「取り組みを検討中の施策」に再整理しました。
9	P.46(参考資料)	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の2ページ目、「賃貸住宅の居住支援の充実」について、居住支援法人の指定の実績についても記載してはどうか。また、新たな住宅セーフティネット制度の創設により実施される具体内容を、箇条書きでも構わないので、記載する方がその内容は分かりやすくなると思う 	居住支援法人の指定については、現行計画に施策として掲載されていないため実績は記載はしません。また、「新たな住宅セーフティネット制度の創設」の欄に制度概要として「セーフティネット住宅の登録」「居住指定法人の指定」を追記しました。
10	P.46(参考資料)	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の2ページ目、「住宅部局と福祉部局で連携している」旨は記載しなくて良いのか。縦割り行政の打開という雰囲気がかえて良いのではないか。 	住宅部局と福祉部局が連携して施策に取り組んでいることが分かるように、担当課を追記しました。

No.	該当箇所 (記載の頁数は、高齢者居住安定確保計画(案) (資料2)のものになります。なお、概要(資料1) については「概要」と記載しています。)	いただいたご意見等 (記載の資料番号・頁数は、第3回委員会時のものになります)	高齢者居住安定確保計画(案)(資料2)及び概要(資料1)に 反映した内容等
11	P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目、「サービス付き高齢者向け住宅の供給促進」について2,600人分の登録に対して2,265戸の登録となっているが、単位を揃えられないのか。	サービス付き高齢者向け住宅の登録申請では、定員数ではなく、住戸数を登録しているため、単位を揃えることは困難です。なお、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅(※)の定員数を2人として算定すると、2,496人となります。 ※「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱」による
12	P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目、「公営住宅の供給推進」について、高齢者に対する取り組み状況を特記してはどうか。	高齢者向けの優先入居の取り組み状況を追記しました。
13	P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目、(独)都市再生機構が実施している高齢者に対する取り組みについても特記してはどうか。	県の取り組み状況を整理しているため、記載しないこととしました。
14	P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目、改定素案(平成30年11月時点)の1つめの施策の柱に「供給・管理・リフォーム等支援」とあるが、リフォームについての記載が施策の取り組み状況に見られないので、記載を検討してはかがか。	介護保険を活用した住宅改修(手すり等の設置)の取り組み状況を追記しました。
15	P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目、改定素案(平成30年11月時点)の3つめの施策の柱に「相談」もあると、現状に沿って分かりやすいと思う。	「相談」を追記しました。
16	P.29～P.40 P.46(参考資料)	・資料1の2ページ目で、現行計画では施策の方向性は5つあり、それを改定するにあたり、ただ組み替えているだけに見えてしまい、新鮮味に欠ける印象を受ける。改定計画(案)の売りが見えないという印象。資料があくまで整理用として作成していて、他でしっかり改定計画の売りを表現するのならよいと思うが、また、「新たなセーフティネット制度の創設」だけが新しいものといった様子で記載されているが、かえて新しいのはこれだけかと思われる。	「IV高齢者の居住安定確保に関する施策」において、新たに取る施策が分かるように、「新規」のアイコンを記載しました。 なお、奈良県高齢者居住安定確保計画(平成26年9月策定)の取り組み状況及び改定案との関係に関する資料については、計画の参考として添付しました。
17	P.29～P.40	・昨年度に改定した奈良県住生活ビジョン(平成29年12月)のように、マーク(スタンプ)は、何かあった方が分かりやすいと思う。新しい施策についてのみ「NEW」をつけるなど。	「IV高齢者の居住安定確保に関する施策」において、新たに取る施策が分かるように、「新規」のアイコンを記載しました。
18	P.25～P.27	・今回の計画は改定計画なので、計画本文中に、改定のポイントや視点を記載してはどうか。その方が、誤解は少なくなると思う。 ・ぶつぶつ途切れるのではなく、流れの中の次の一歩が重要な施策の取り組みになるはずなので、現行計画の施策の達成状況から整理される課題を見つける作業をしてみたいかがか。その整理の結果は、例えば計画本文中、資料2でいうと26、27ページの前後に記載してはどうか。	Ⅱ「2高齢者の居住を取り巻く課題」に、現行計画の取り組み状況を踏まえた課題を追記しました。
19	P.25～P.27 P.42～P.43	・もともと奈良では、自宅に住み続けたい、地域に暮らし続けたい人が多くいらっしゃるという地域特性がある。その地域柄に添っていきることができれば、本人のためにも財政的にも良いということ。どれくらい地域に暮らし続けられるか、セーフティネット住宅等の活用も含めて検討していくことが、奈良では必要だと思う。 ・改定計画(案)の大きな方向性として、ハードを提供するのみで課題解決できていた住宅行政から、ソフトも必要になってきていることを組み込むべきだと思う。今後、様々な問題を抱えた人たち、高齢者であれば生活困窮や認知症などがさらに増えていく。ソフトを提供するために、住宅部局は福祉部局をはじめとする福祉部門や民間と連携するべきだと思う。	Ⅱ「2高齢者の居住を取り巻く課題」において、「(1)高齢者が安心して暮らせる良質な住まいの形成」に高齢者が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給、「(3)高齢者のニーズに応じた住まいへの居住支援」において、ハードとソフトの一体的支援、「(5)分野横断的な取組の強化」において住宅政策と福祉政策の連携がより一層求められていることを明確に記載しました。 また、V「2斤内及び市町村、公的主体、民間との連携」において、連携方を明確に記載しました。
20	P.28	・3つめの柱「住まいの円滑な確保の支援」が目玉と分かるようなポンチ絵等を改定計画(案)に入れてはどうか。	「Ⅲ高齢者の居住の安定確保に関する基本目標」に、「2施策の柱及び施策の推進方策」の項目を設け、「高齢者の居住を取り巻く課題」と「施策の柱・施策の推進方策」の関係図を追記しました。

No.	該当箇所 (記載の頁数は、高齢者居住安定確保計画(案) (資料2)のものになります。なお、概要(資料1) については「概要」と記載しています。)	いただいたご意見等 (記載の資料番号・頁数は、第3回委員会時のものになります)	高齢者居住安定確保計画(案)(資料2)及び概要(資料1)に 反映した内容等
21	P.28	<p>・先の意見にあった、サ高住をはじめとする広義的な「高齢者住宅施策への構え」のような、課題解決のための取り組み施策の解説のようなものを、29ページの「1. 高齢者の住まいへの支援」と「(1) 高齢者が安心して暮らせるすまいづくりの促進」の間に記載されてはどうか。</p> <p>・「1. 高齢者の住まいへの支援」はハード(住宅や施設)への支援、「3. 住まいの円滑な確保の支援」は住宅や施設といったハードを適切に提供するためのソフト支援といった構成になっていると思う。そういった施策の方向性やその構成について本文中のどこかに記載すべきではないか。</p>	<p>「Ⅲ 高齢者の居住の安定確保に関する基本目標」に、新たに「2 施策の柱及び施策の推進方策」の項目を設け、「高齢者の居住を取り巻く課題」と「施策の柱・施策の推進方策」の関係図を追記しました。</p>
22	P.23 P.30～P.34	<p>・資料2の改定計画(案)の本文で、サ高住については29、30ページの「1. 高齢者の住まいへの支援」の「(2) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進」に記載されている。その部分に、現状分析の結果から見いだされた課題を踏まえて、県としてのサ高住の捉え方やコンセプトを記載してみてもどうか。</p> <p>・先にも言ったが、資料1の2ページ目を基に、施策の取り組み状況を踏まえた現在の課題を発見・認識する、それらの解き方の方向性を施策の柱として整理する、という2点をセットで認識しにくいのではないだろうか。そのため、例えばサ高住の供給目標量の設定がされているのは良いが、そもそもサ高住のことをどう思っているのだろうか、という点でとまってしまう。現行計画の施策の取り組みの状況と残された課題と現状のデータを踏まえながら、つながりが見えるように工夫してみてもどうか。記載場所は考えると難しいと思うが検討していただきたい。</p>	<p>Ⅱ「2 高齢者の居住を取り巻く課題」において、「(1) 高齢者が安心して暮らせる良質な住まいの形成」に、現行計画を踏まえた課題を記載しました。</p> <p>また、Ⅳ1「(2) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進」において、上記内容を踏まえた修正をしました。</p>
23	P.37	<p>・資料2の改定計画(案)の37ページに「都市再構築戦略事業」とあるが、その概要から、高齢者との関係性が見られない。高齢者の視点も必要ではないか。</p>	<p>都市再構築戦略事業の概要を修正しました。</p>
24	P.40 P.42	<p>・施策として「会議の実施」というのは見慣れない。居住支援体制の構築のイメージがもう少し分かりやすくなればいい。「現在、担当課が各々で取り組んでいる施策等を取り込みながら、視野に入れながら…」とか。少し具体的に記載してみてもどうか。</p>	<p>「会議の設置」に修正しました。</p> <p>V2「(1) 庁内及び市町村との連携」において、会議の具体的な内容を記載しました。</p>
25	P.42～P.43	<p>・資料2の改定計画(案)の41、42ページにある「施策の推進方策」について、新しい仕組みやその体制をつくり出す、とあるが、今ある仕組みや体制の有効活用という視点、例えば、「既存の施策や体制を活用しつつ…」等があっても良いのではないかと思う。現在ある施策や制度にうまく相乗りするようなかたち、取り込んだり一体化したりするイメージ。地域定住促進や地域包括ケアなど、みんなが知っている言葉に引っかけて分かりやすく表現するなど、工夫をしていただきたい。</p>	<p>V「2 庁内及び市町村、公的主体、民間との連携」において、実施している施策等の活用や地域包括ケアシステムと推進方策について追記しました。</p>
26	P.41～P.42 P.2	<p>・資料2の改定計画(案)で、地域の設定をしているが、山間部と平野部の両方がある東和圏域の設定はこれでいいのだろうかという引っ掛かりがある。</p> <p>・地域の設定について、例えば「本計画においては、医療と福祉と連携していく都合上、次のように設定している」等の説明文や東和圏域に関する説明文を漏れなく記載する工夫があれば良いと思う。</p>	<p>V1「(1) 奈良圏域・西和圏域・東和圏域・中和圏域」において、東和圏域の地域特性の分析やその分析を踏まえた施策の推進方策を追記しました。</p> <p>また、I「4 地域の設定」において、地域設定の考え方の説明を追記しました。</p>
27	P.41～P.42	<p>・資料2の改定計画(案)の41ページにある「1. 地域の特性に応じた施策の推進」とあるが、文章がだらだら続いているので、小見出しをつけて読みやすくしてほしい。</p>	<p>小見出しをつけました。</p>